

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

一 総合政策局、鉄道局等の所掌事務を変更すること。（第四条、第十一条、第四十一条及び第二百二十六条関係）

二 道路局等の所掌事務を変更すること。（第九条及び第一百六条関係）

三 新たに政策調整官一人を置くこと。（第百九十条関係）

四 都市・地域整備局等の所掌事務の特例等を変更すること。（附則第三条、第六条、第八条、第十二条、第十六条及び第十八条関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国土審議会令の一部改正

一 山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこと。（附則第二条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正

- 一 日本高速道路保有・債務返済機構分科会を設置すること。（第五条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、平成十七年四月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は公布の日から施行するものとする。（附則関係）